

「犯罪成立要件の確かな理解」「急訴事案への的確な対応」
第一線警察官に求められる擬律判断のポイントがこの一冊で完結!

第三版

擬律判断ハンドブック

編著：安富 潔（慶應義塾大学名誉教授・弁護士）

著：清水 真（明治大学法科大学院教授）

布野 貴史（弁護士）

協力：警察実務擬律判断研究会

●A5判 ●384頁

●定価2,860円（本体2,600円+税10%）

ISBN978-4-8090-1440-6 C3032 ¥2600E

刑法編

内容見本

判昭33.12.9高刑集11・10・611)。

*性交等を行った時点で成立する。

詳しい内容は、こちらまで！

東京法令

検索

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>



平成21年から
令和3年までの
最新判例を追加！

第8 監護者わいせつ及び監護者性交等罪 (179条)

第179条 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じてわいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じて性交等をした者は、第177条の例による。

成立要件

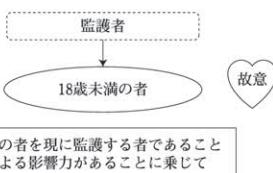
①監護者（主体）（身分犯）

②18歳未満の者（性別を問わない）（客体）

③18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があること（行為）

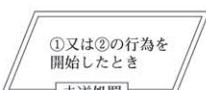
④わいせつな行為・性交等（行為）

⑤故意



①わいせつな行為をすること

②性交等をすること



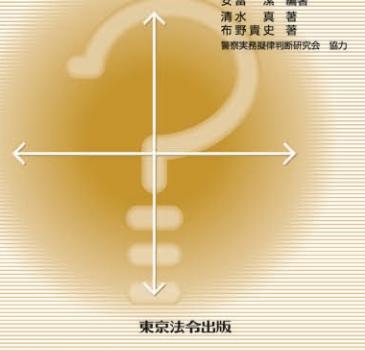
318 第4章 風俗秩序に対する罪

性犯罪に関する
罪名については
全面書き下ろし！

第三版 擬律判断 ハンドブック

～急訴事案への適切・迅速な対応のために～

安富 潔 編著
清水 真 著
布野貴史 著
警察実務擬律判断研究会 協力



東京法令出版

のといえるから、本条に該当する（大判昭12.9.10刑集16・1251）。

（主要判例等）他の者が先行して被害者に暴行を加え、これと同一の機会に、後行者が途中から共謀加担したが、被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたとは認められない場合に、207条の適用により後行者に対して当該傷害についての責任を問い合わせるのは、後行者の加えた暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有するものであるときに限られる（最決令2.9.30刑集74・6-669）。

共犯の例による

*「共犯の例による」とは、共同正犯として処断することを意味する。

（主要判例等）

① 共犯關係ない2人以上の暴行による傷害致死の事案において、207条適用の前提となる事實關係が証明された場合には、いずれかの暴行と死亡との間の因果關係が肯定されるときであっても、各行為者について本条が適用される（最決平28.3.24刑集70・3・1）。

② 共謀成立の前にわたる一連の暴行により傷害の結果が発生したことは明らかであるが、共謀成立の前後いずれの暴行により生じたものであるか確定することができないという場合にも、一連の暴行が同一機会において行われたものである限り、207条が適用される（大阪地判平9.8.20判タ995・286）。

不正指令電磁的記録に
ついても判例を追加し
詳しく解説！

（主要判例等）自ら運営するインターネット上のウェブサイトに設置した、閲覧者の同意を得ることなく閲覧者の電子計算機に仮想通貨の取引履歴の承認作業（マイニング）を実行させるプログラムコードは、不正指令電磁的記録保管罪にいう「不正な指令を与えるプログラム」に該当する（東京高判令2.2.7判タ1476・123）。

調べたいと思ったとき、すぐに調べて理解できる、頼れる一冊！

初版以来の本書の特色

- 取扱いが多い罪名や、特に迅速な対応が求められる罪名を重視して解説した、メリハリの利いた構成。
- 犯罪の成立要件のポイントを、図表・チャートを用いて簡潔・明瞭に解説。
- 擬律判断の助けとなる判例や想定問答も随所に登載し、実務での即応が可能。

本書の構成

(※の項目は、条文のみを表示しています。)

第1編 個人の法益を侵害する罪

第1章 生命又は身体を害する罪

- ①殺人の罪
- ②傷害の罪
- ③過失傷害の罪
- ④自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
- ※⑤墮胎の罪
- ⑥遺棄の罪

第2章 自由、名誉又は信用を害する罪

- ①逮捕及び監禁の罪
- ②脅迫の罪
- ③略取、誘拐及び人身売買の罪
- ④名誉に対する罪
- ⑤信用及び業務に対する罪
- ⑥住居を侵す罪
- ※⑦秘密を侵す罪

第3章 財産を害する罪

- ①窃盗及び強盗の罪
- ②詐欺及び恐喝の罪
- ③横領の罪
- ④盗品等に関する罪
- ⑤毀棄及び隠匿の罪

第2編 社会公共の法益を侵害する罪

第1章 公衆の安全を害する罪

- ※①騒乱の罪
- ②放火及び失火の罪
- ※③出水及び水利に関する罪

④往来を妨害する罪

第2章 国民の健康に対する罪

- ※①あへん煙に関する罪
- ※②飲料水に関する罪

第3章 公共の信用を害する罪

- ①通貨偽造の罪
- ②文書偽造の罪
- ③有価証券偽造の罪
- ④支払用カード電磁的記録に関する罪

※⑤印章偽造の罪

⑥不正指令電磁的記録に関する罪

第4章 風俗秩序に対する罪

- ①わいせつ、強制性交等及び重婚の罪
- ※②賭博及び富くじに関する罪
- ※③礼拝所及び墳墓に関する罪

第3編 国家の法益を侵害する罪

第1章 国家の存亡を危うくする罪

- ※①内乱に関する罪

- ※②外患に関する罪

- ※③国交に関する罪

第2章 国家の作用を害する罪

- ①公務の執行を妨害する罪
- ②逃走の罪
- ③犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪
- ※④偽証の罪
- ※⑤虚偽告訴の罪
- ※⑥汚職の罪

改訂で「想定問答」も充実。

昇任試験対策にも！

想定問答

問 不燃性・難燃性の建造物は放火罪の客体となるか。

答 鉄筋コンクリートなどで作られた不燃性・難燃性の建造物も放火罪の客体となる。もっとも、延焼の可能性がほぼない優れた耐火構造の集合住宅については、区画ごとの独立した建造物と評価される場合もある（仙台地判昭58.3.28刑裁月報15・3-279、福岡地判平14.1.17判タ1097・305）が、耐火構造だけというだけでは、延焼の可能性がないとはいえないし、新材等の燃焼による有毒ガスの危険性も無視できないことから、全体として1個の建造物として評価されよう（東京高判昭58.6.20刑裁月報15・4=5=6・299）。

鉄筋コンクリート造の耐火建造物で一つの居室で発生した火災が容易には他の居室へ延焼し難い構造になっているとしても、他の居室に延焼する可能性があったこと、発生した火災により生じた一酸化炭素等の有毒ガスが、他の居室に入り込んでそこにいる人に危険を及ぼす可能性もあったことから、本件建物は、物理的にも機能的にも全体として1個の建造物に当たると認められる（東京地判平16.4.20判時1877・154）。

②放火及び失火の罪（現住建造物等放火罪）

219

これでわかった！ 捜査手続法の基礎 ～実務も試験もこの1冊～

姉妹編
好評発売中！

■安富 潔 著

●A5判 ●本文2色刷・224頁 ●定価2,200円(本体2,000円+税10%)

ISBN978-4-8090-1426-0 C3032 ¥2000E

必要な知識だけを集約した比類なき効率的なテキスト

☆第一線警察官に必須の刑事訴訟法、警察官職務執行法、犯罪捜査規範の重点を中心に解説。

☆手続のチャート化・読み切り型の解説文による簡潔・明瞭な構成。

☆専務係のための「想定問答」、「主要判例」も充実。

これでわかった！
検査手続法の基礎

～実務も試験もこの1冊～

安富 潔 著



東京法令出版

申込書

第三版 擬律判断ハンドブック 刑法編
定価2,860円(本体2,600円+税10%) [コード9171]

申込 部

これでわかった！ 検査手続法の基礎
定価2,200円(本体2,000円+税10%) [コード14039]

申込 部

（送料は実費。税込購入金額3,000円以上はサービス）

令和 年 月 日

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

(フリガナ) お取扱い者(自署)

(TEL) - - -)

お届け先

部署名

公用
 私用

団体名

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版 株式会社 受注センター
〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード				□納品済	□請求済	□領収済	印
	得意先コード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	在庫	ラベル	丁	申込	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することができます。
★個人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
★個人情報をに関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口 (TEL026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp) までご連絡ください。
★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。